

「風力発電等技術研究開発／風力発電高度実用化研究開発／ 風車部品高度化技術研究開発」に係る公募要領

【ご注意】

本事業への応募には、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ応募者の登録及び応募基本情報の申請が必要です。

応募者は応募時までにe-Rad へ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録し、応募書類をご提出いただくとともにe-Rad応募内容提案書をe-Radへ申請する必要があります。所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施して下さい。詳細はe-Radポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Radヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

e-Radポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

e-Radサービス時間 : 0:00～24:00 (平日、休日ともに)

※上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

e-Radヘルプデスク : [Tel:0570-066-877](tel:0570-066-877)

9:00～18:00 (平日)

※ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

2020年10月5日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

「風力発電等技術研究開発／風力発電高度実用化研究開発／
風車部品高度化技術研究開発」に係る公募について
(2020年10月5日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「風力発電等技術研究開発／風力発電高度実用化研究開発／風車部品高度化技術研究開発」を課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

1. 件名

「風力発電等技術研究開発／風力発電高度実用化研究開発／風車部品高度化技術研究開発」

2. 事業概要

(1) 背景

2019年4月1日に施行された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」では、長期にわたり海域を占有する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占有等に係る計画の認定制度を創設することが盛り込まれ、利用ルールを整備し、海洋再生可能エネルギーを円滑に導入できる環境を整備することで、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとされています。

また、風力発電産業においては、風車の大型化にともない部品にも高度な製造技術・製造設備が求められており、国内の風車部品メーカーは世界のマーケットにおいてより過酷な競争にさらされる事態となっています。

国際的競争力を高めるべく大型化対応、高信頼化、低コスト化、付加価値技術を国内で検討する場合、大型風車実機試験設備もなく、最適な評価が難しいため国内部品メーカーにとっては評価を実施するにも厳しい状況であり、高コスト化の要因にもなっています。

(2) 目的

国内の風車部品産業界の国際的競争力向上に資する風車部品の開発や、生産コストの低減を目指します。そして国内へ設置される洋上大型風車に採用されることを目指します。

(3) 事業内容

国内で生産されている風車部品の内、比較的成本競争力の高い部品や国内生産によって洋上風力発電のコストを低減可能な部品を対象に、風車の大型化・大出力化に対応し

た、コスト競争力と信頼性を高める風車部品や評価技術手法・設備の開発を実施します。
想定される対象部品は、ブレード、ナセル、タワー、等の風車関連部品です。

事業推進に当たっては、今後ますます導入が予想される国内へ設置される大型洋上風車を想定し、技術的な基本要件を満足し、かつ本事業で開発する実施内容をもとに、実機を用いた最適化・低コスト化・高信頼化を図り、国内部品メーカーの競争力を高め、最終的には洋上大型風車に採用されることを目標に開発を実施します。

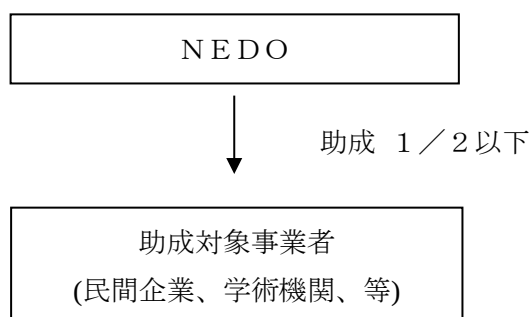
(4) 事業期間

2020年度から2022年度までの3年以内とします。

(5) 事業規模

本事業の事業規模（助成対象費用）の総額は5600百万円程度、うち2020年度の事業規模（助成対象費用）の額は1200百万円程度を想定しています。予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

(6) 事業スキーム図



(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することが出来ます。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること

- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと
(提案書の添付資料 2「企業化計画書」中に記載してください。)
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。(提案書の添付資料 1「助成事業実施計画書」の「1.(1)③事業による効果」中に記載してください。)(我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。)
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 6 条に示すとおりです。

(4) 助成率および助成金の額

i. 助成率

助成率 1 / 2 以内で助成します。

ii. 助成金の額

助成金の総額は 2 8 0 0 百万円程度、うち 2 0 2 0 年度の助成金の額は 6 0 0 百万円程度です。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書 6 部（正 1 部、副 5 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にてご提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：2 0 2 0 年 1 1 月 4 日（水）1 2 時必着

公募期間：2 0 2 0 年 1 0 月 5 日（月）から 2 0 2 0 年 1 1 月 4 日（水）

期限までに着かなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください(提案書のフォーマットは変更しないでください)。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 担当者名 渡部、相川、加藤、佐々木 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 1 8 階

※郵送の場合は封筒に『「風力発電等技術研究開発／風力発電高度実用化研究開発／風車部品高度化技術研究開発」に係る提案書在中』と朱書きください。

※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に N E D O 担当部に相談してください

5. 応募方法

(1) 提案書類の作成について

助成金を希望する事業者は、提案書（様式第 1 及び添付資料 1～4）1 式（正 1 部及びその写し 8 部）及び受理票 1 部を N E D O 事務局（新エネルギー部 [上記提出先]）まで提出してください。なお、提案書は日本語で、添付書類を含め全て A4 サイズとし、各部分とに左上をクリップ等で止めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。

※提案書及び記入上の注意事項は、N E D O ウェブサイト<<https://www.nedo.go.jp/>>の公募情報からダウンロードできます。

(2) 提案に関する注意

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書） 6 部
（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） 6 部
- ・ チェックリストである提案時提出書類の確認（別添 4）で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、提案書類を提出してください。
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料。

(3) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

- ・ 応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受領を提案者にお渡ししますので、あらかじめ受領票（例 1）に会社名等ご記入の上、送付（持参）してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

- ・ NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料 4」に明示ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制

の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

- ・ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- ・ 外部有識者による採択審査委員会と N E D O 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・ 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- ・ 契約助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、N E D O が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・ 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・ 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力（経理的基礎）、経理事務管理／処理能力

ii. 事業化評価（実用化評価）

新規性（新規な開発又は事業への取組）、市場創出効果、市場規模、社会的目標達成への有効性（社会目標達成評価）

iii. 企業化能力評価

実現性（企業化計画）、生産資源の確保、販路の確保

iv. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

v. 社会的目標への対応の妥当性

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。(国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(又は既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)当該開発等に必要な設備を有していること。
 3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知及び公表

- ・採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2020年12月中旬から下旬を予定しています。
- ・採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイト公表します。また採択審査委員(評価者)の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイト公表します。
- ・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

2020年

公募期間： 10月5日～11月4日

審査期間： 11月初旬～12月初旬

採択決定・通知： 12月中旬

8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研

究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 助成金交付申請書

採択は当該年度の申請内容に関するものであり、次年度の採択に当たっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添1を参照してください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添2を参照してください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力をいただく場合がございます。

(9)「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10)本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボ

ルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html ※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO

ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14)大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(15)博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期(学生)は、NEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(16)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸

出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

（17）助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実

施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会は開催いたしません。

本公募の内容、契約に係る手続き、提出書類等についてご質問がある場合には、「10. 問い合わせ」の宛先に電子メールにてお問い合わせください。

10. 問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は10月5日から10月26日の間に限り下記宛てに電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。(件名に、“「風車部品高度化技術研究開発」公募に関する問い合わせ”と入れてください。)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部 風力海洋グループ 宛
電子メール(E-mail) : wind_koudoka@ml.nedo.go.jp

11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

12. その他

NEDO 公式 Twitter (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 Twitter にて確認できます。

ぜひフォローいただき、御活用ください。